

会議結果報告書

| | |
|-------|---|
| 会議名称 | 第10回札幌市子どもの権利条例検討会議 |
| 日時・会場 | 平成20年1月16日(水) 18:30~20:15 S T V北2条ビル6階1~3号会議室 |
| 出席委員 | 11人出席(1人欠席) |
| 次回開催 | 平成20年1月25日(金) 18:30~ S T V北2条ビル6階1~3号会議室 |

| 議題 | 概要等 |
|------------------|---|
| 1. 開会 | <p>事務局から資料の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資料3」として、座長が示された答申案を配布している。 |
| 2. 答申書一次案についての検討 | <p>答申案の構成と今後の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・座長から、答申案の構成と、今後の検討会議の議事の進め方が示された。 ・「 . 当初の条例案に対する基本的な考え方」では、答申書の作成に当たった経過、「条例の名称」や「大人の役割」など4点の項目についての考え方などを述べている。 ・「 . 子どもの権利侵害からの救済制度の設置」では、子どもの権利侵害などの状況、救済制度の必要性、制度設計、組織のあり方、そして、制度導入に当たった留意事項を、それぞれ示している。 ・「 . 参考資料」としては、検討会議の委員名簿のほか、当初の条例案に対する検討会議で出された意見や救済制度の検討に当たった意識調査の結果などを盛り込んでいる。 ・本日の検討会議では、主に、「 . 当初の条例案に対する基本的な考え方」について確認する。次回の検討会議では、主に、「 . 救済制度の設置」について確認をする。そして、31日の検討会議では、答申全体について最後の確認をしたい。 ・円滑な会議運営を図るため、本日の会議が終了した段階で、残された項目について修正案や疑問点がある場合は、来週の中ほど(1月22日)までに、事務局まで案を提出していただきたい。 ・「 . 」と「 . 」については、会議で話し合われたことの最大公約数に当たるものをまとめたものである。答申案に対して修正提案を行う際には、最大公約数に当たるものではない、あるいは、認識が違うのではないか、ということを指摘していただきたい。 <p>「条例の名称」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・座長から、「当初の条例案で用いていた子どもの権利条例という名称を変更する必要はない」とまとめたことが説明された。 ・当初の条例案では、「子どもの権利に関する条例」という名称であるが、今回の答申案で用いている「子どもの権利条例」という記載は、正式名称なのか略称なのかの質問があり、略称であることが確認された。 <p>「子どもの権利を保障するうえでの大人の役割」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・座長から、「保護者の役割を規定している、第12条の規定について、例えば「支援」の言葉に、「指導」「助言」等の具体的文言を例示的に表現することも考えられる」とまとめたことが説明された。 |

・当初の修正提案の趣旨からすると、「子どもの権利の濫用やわがままを抑えるためには大人の指導が必要である」という答申の流れについて、すっきりしない印象を受ける。また、「指導」という文言は、言葉のイメージとして、上からの目線であり、権利の制限に結びつく印象を持つ。「助言」は良いが、「指導」という文言を入れることについては、躊躇する。

・「指導」という文言は、厳しい法律的色彩を持った言葉には感じないので、入っていても良いのではないか。

・「指導・助言」に対抗する言葉としては、「指揮・監督」という言葉がある。指揮・監督は、はっきりとした権限で上から見ていることになるが、指導・助言は、ほぼ横の関係で見ていると捉えられるので、問題はないのではないか。

・親の立場からすると、子どもを指導する責任があると感じるので、問題はないと考える。

「権利行使に伴う制限」について

・座長から、「条例の意図するところを市民に広く求めていく意味からすると、条例全体を表す前文あたりに、規範意識を育むという趣旨を表現しても良いのではないか」とまとめたことが説明された。

・規範意識という言葉は、非常に大事であると思っている。より規範意識を育てていくことが大切ではないか。

・前文に、座長がまとめた趣旨のことが記載されれば、権利の濫用をしないという意識を持つという点で、議論の最大公約数であったと感じている。

・「実際の生活において、個々の調整の結果できあがってきた社会のルール...」という表現があるが、必ずしも、規範意識が権利の行使の経験を通してのみ育まれるのではないということもあり、表現として工夫が必要ではないか。

「意見表明権の規定」について

・座長から、「修正案で示しているような文言の追加は行わないことが望ましい」とまとめたことが説明された。

・他の条文との関係でアンバランスを生じることが心配なので、文言の追加は行わないことが望ましいと考えるが、意見表明権の規定の必要性については、もう少し配慮ができないか。

・そもそも子どもの権利の保障が大前提であり、不当な不利益を受けることはないことが前提になっていること、また、他のバランスとの関係から、全体的にはこの記載で良いのではないか。

・ある条文にだけ、絶対に不利益を受けないという言葉をつけると、他の権利も含めた自由権全体でのバランスが崩れることになる。今回、意見表明権だけに関して、これだけ特別であるという意味を持たせると、他のものはどうなるのかという問題が出てくることになる。

・文章表現の問題として、「追加を行わないことが望ましい」という表現ではない方が良いと考えられるので、工夫が必要ではないか。

「子どもの権利委員会における子どもの参加」について

・委員から、「権利委員会における子どもの参加について、修正意見に対して議論がされていないため、議論をしたい」と提案された。

・条例第36条は、「権利委員会に15歳以上の子どもが参加する」という規定であるが、権利の保障の検証の場面に、専門の委員と一緒に、具体的なケースについて子どもが話をするのができるのか疑問である。子どもが、実際に救済制度に参加することについて議論されたが、権利委員会は、さらに権利の保障がされているかどうか、具体的な事案がどのように支援さ

| | |
|--------|---|
| | <p>れたのかを検証する機関なので、特に参加する場面を制限しないことは、子どもにとってどうなのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かつての会議のなかで、権利委員会と救済制度の役割の違いについて議論された。権利委員会は、個々の事例に関する検証や追跡調査ではなく、もっと広く、子どもの状況や子どもにかかわる全般的な施策について審議するということで納得していた。具体的な侵害の事案についての後からの検証は、権利委員会の守備範囲外ではないのか。 ・具体的な相談救済の事例について、子どもが検証をするのは難しいのではないかと。市の施設に関する子どもの意見、子どもの参加の促進、子どもの視点に立った情報発信など、実際に子どもが意見を言う場面が保障されているものは、権利委員会で子ども自身が検証することが望ましいと考える。 ・「権利委員会の組織、運営に関する事項は、市長が別に定める」と第36条第6項に記載されている。条例ではなくても、この中で具体的に実施要領、運営等について市長が定めるということで良いのではないかと。 |
| 4 . 閉会 | <p>次回の検討会議の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第11回検討会議の日程について <ul style="list-style-type: none"> 日時：平成20年1月25日（金）18時30分～ 場所：S T V北2条ビル6階A、B会議室 ・第12回検討会議の日程について <ul style="list-style-type: none"> 日時：平成20年1月31日（木）18時30分～ 場所：S T V北2条ビル6階A、B会議室 ・答申書手交式の日程について（予定） <ul style="list-style-type: none"> 日時：平成20年2月1日（木）15時00分～ 場所：市役所本庁舎10階市長会議室 |